

はじめに

三鷹市では、昭和 25（1950）年の市制施行後の急激な人口増加に伴い、多くの住宅や公共施設、都市基盤が建設され、急速に市街地が形成されました。現在ではこうした施設も老朽化が進み更新時期を迎え、都市としても更新・再生の時期が到来しています。こうしたなか、市の重要な経営資源である公共施設の安全性を確保しつつ、市民サービスの提供を継続していくため、これまで三鷹市では平成 21（2009）年 3 月に公共施設の整備・再配置に関する基本方針となる「三鷹市都市再生ビジョン」を策定するとともに、「第 4 次三鷹市基本計画」では、「都市再生」を施策の柱の一つとして最重点プロジェクトに位置付け、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの整備など公共施設の整備・再配置に取り組んできました。また同時に、耐震性に課題のあった施設を最優先に、第三小学校及び東台小学校等の建替えや耐震診断結果に基づいた耐震補強を進めてきました。

その結果、市庁舎や学校等の防災上重要な公共建築物、保育園や学童保育所等の子育て支援施設などの公共施設の耐震化は完了しましたが、施設の長寿命化や将来を見据えた公共施設の再編など、今後も都市の持続可能性を高める都市再生の取り組みをさらに推進していく必要があります。

また、これまで地域コミュニティ活動を支えていた担い手の高齢化や地域でのつながりの希薄化等の課題が顕在化するなど、ソフト面でも大きな転換期を迎えています。そのほかライフスタイルの多様化や市民ニーズの変化、新しい生活様式への対応、環境負荷の低減やバリアフリー化を始めとする公共施設に求められる機能水準の高まりなど、公共施設が建設された当時と比べ、社会状況等も大きく変わってきています。さらに、近年は、大規模な自然災害の頻発・激甚化や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、様々な自然災害等に対応した防災・減災のまちづくりが求められています。

一方で、高齢化の更なる進行に伴う社会保障関連経費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加など、引き続き厳しい財政状況が続くことが想定されます。そのため、右肩上がりの成長型社会のなかで建設された公共施設の全てを同様に建替え、将来にわたって維持していくことは財政的に困難な状況にあります。

ハードとソフトの両面にわたって見直しが必要な時期を迎え、魅力ある持続可能なまちの創造と市民サービスの質の向上に向けて、都市の更新期を捉えて、地域のまちづくりと公共施設の再編を一体的かつ連携を図りながら進めていく必要があります。そして、その取り組みの実践にあたっては、環境負荷の低減やバリアフリー化を図りながら、民間活力なども導入しつつ、市の資産や地域資源を有効に活用し歳入を確保することや、地域の活性化を通してまちの魅力や価値を高め、税収増にもつなげていく都市経営の観点も含めた総合的なマネジメントが必要となっています。

こうした背景を踏まえ、『都市経営』と『まちづくり』の観点から総合的・政策的に公共施設のマネジメントを行うため「新都市再生ビジョン」を策定しました。本計画に基づき地域のまちづくりと老朽化が進む公共施設の再編を一体的に進め、三鷹市の魅力向上と更なる都市の発展をめざしてまいります。

令和 4（2022）年 12 月

三鷹市長 河村 孝

1 新都市再生ビジョン策定の目的

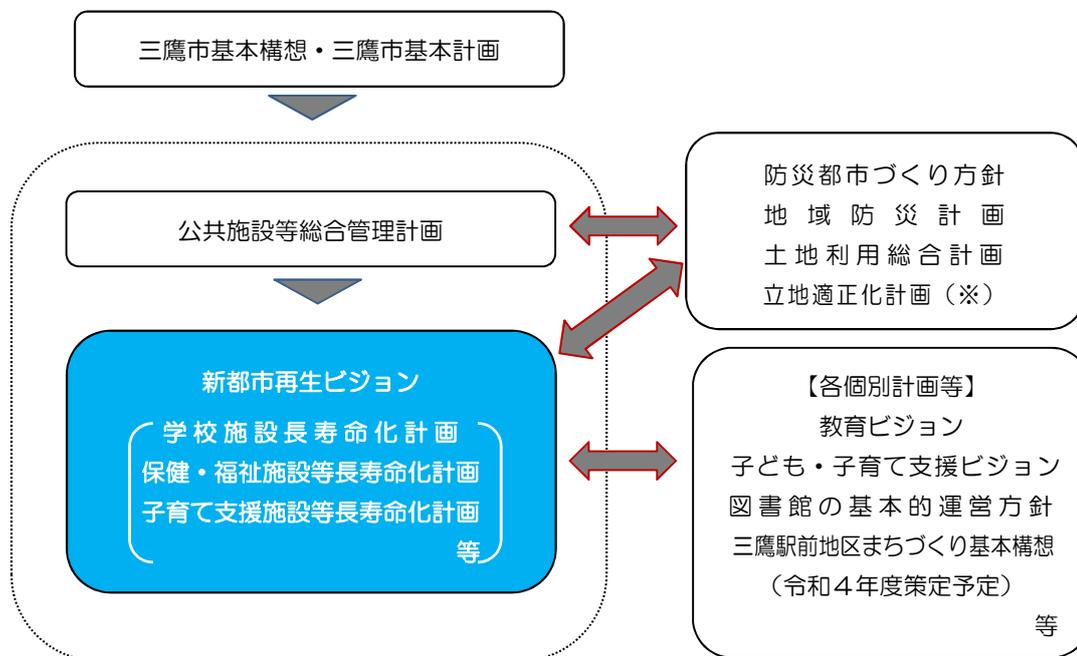
「新都市再生ビジョン」は、厳しい財政状況が見込まれるなか、老朽化が進み、更新時期を迎えている多くの公共施設について、『都市経営』と『まちづくり』の観点から、総合的・政策的にマネジメントを行い、新たな時代にふさわしい魅力的で質の高い施設づくりを推し進め、もって市民サービスの向上と都市の再生を推進することを目的としています。

2 新都市再生ビジョンの位置付け

「新都市再生ビジョン」では、これからの公共施設のあり方やその実現に向けたマネジメントの基本的な方向性、建替え・改修の基本的な方針や優先順位の考え方など、老朽化した公共施設の適切な維持保全を計画的に進めるための原理・原則となる考え方や方向性を示します。

各事業については、当該施設が担うサービスのあり方や地域のまちづくりとの連携、事業費等について詳細な検討を行いながら、その他個別的な事情や緊急性などのスピード感にも配慮しつつ、各個別計画や事業ごとの事業計画、緊急対応方針、各年度予算の中での調整等において、事業内容を整理していきます。

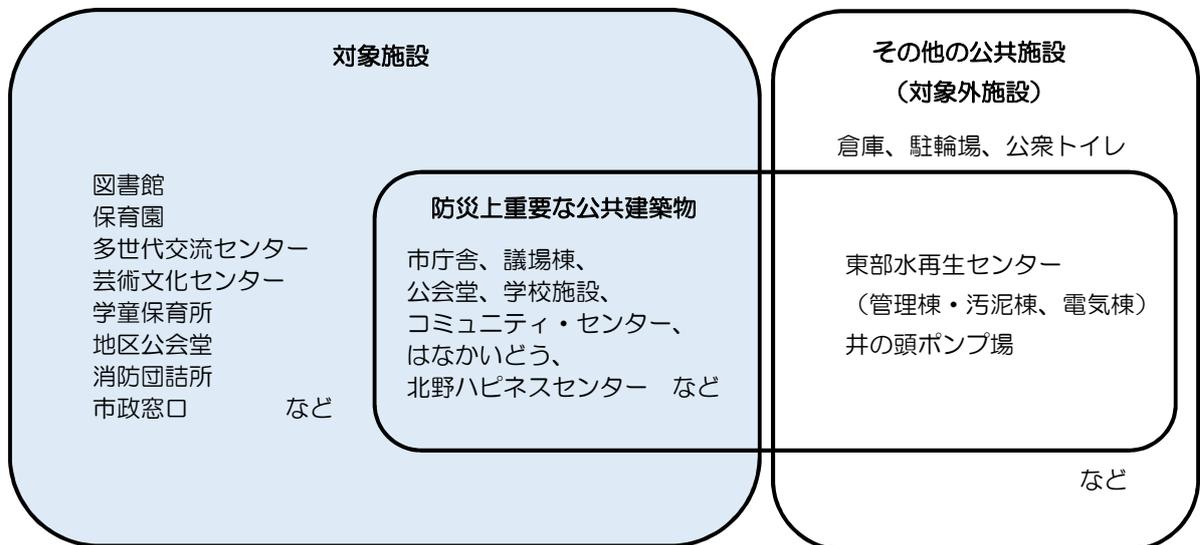
また、「新都市再生ビジョン」は、国が策定を要請している学校施設の長寿命化計画を始めとする、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に位置付けられるものです。



※「立地適正化計画」は、居住機能や都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を適正に誘導するため、都市再生特別措置法に基づき、都市計画マスタープラン（土地利用総合計画）の一部として位置付けられるもので、令和6（2024）年度の策定を予定しています。

3 新都市再生ビジョンの対象施設

「新都市再生ビジョン」で対象とする施設は、小規模な建築物や特殊な建築物を除く、市が管理する公共建築物とします。



(対象外施設)

- ・倉庫（市本部用備蓄倉庫を除く。）や概ね 50 m²未満の駐輪場、公衆トイレ等の小規模な建築物
- ・下水処理関連施設
- ・一時利用施設や廃止予定の施設

施設区分	施設数	施設例
行政系施設	22	市庁舎・議場棟、市政窓口
学校教育系施設	22	小・中学校
市民文化系施設	41	コミュニティ・センター、芸術文化センター
社会教育系施設	13	図書館、三鷹ネットワーク大学
スポーツ・レクリエーション系施設	5	大沢総合グラウンド(管理棟)、川上郷自然の村
保健・福祉系施設	10	北野ハピネスセンター、はなかいどう
子育て支援系施設	37	保育園、学童保育所
複合施設	8	元気創造プラザ、牟礼複合施設
公営住宅系	2	市営住宅
産業系施設	3	牟礼研究開発センター
合計	163	

4 新都市再生ビジョンの対象期間

公共施設の維持保全は、建物の耐用年数などを踏まえ、中長期的な視点で取り組んでいく必要があることから、中長期的な取り組みの方向性等を含めたものとして策定することとし、対象期間を概ね令和44（2062）年度までとします。

ただし、令和17（2035）年度までを「前期」、それ以降を「後期」として区分し、前期の終わりには計画の見直し（ローリング）を行います。また、三鷹市基本計画の改定や新都市再生ビジョン策定後の社会経済状況の変化、関連計画の見直し等にあわせ、必要に応じて見直しを行うなど弾力的に対応していきます。

年度	令和5（2023）年度～ 令和17（2035）年度	令和18（2036）年度～令和44（2062）年度
上位計画	第5次基本計画 	
対象期間	前 期	後 期
	見直し ●	

5 新都市再生ビジョン策定の背景と課題

(1) 公共施設の老朽化の進行

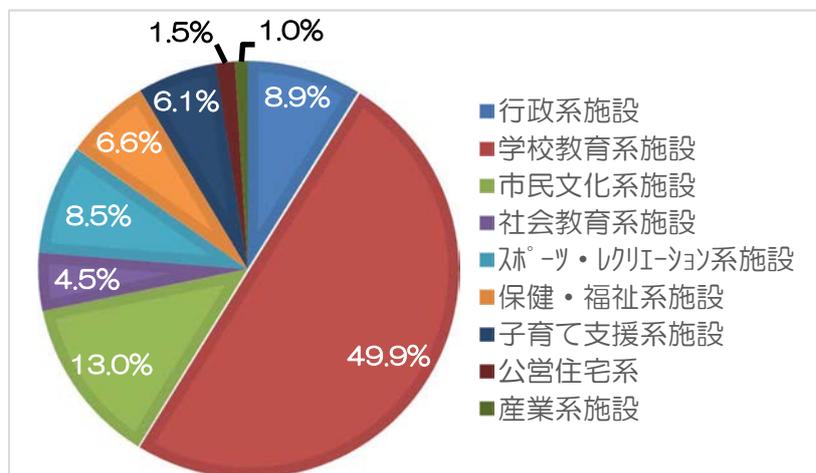
三鷹市では昭和 25（1950）年の市制施行後より、急速に住宅建設と都市化が進み、人口増加に即応して多くの公共施設が整備されてきました。そのため、建築後 40 年以上を経過している施設の延床面積が全体の5割程度を占め、多くの施設において老朽化が進行している状況にあります。

こうした老朽化が進行している施設についても、施設利用を継続している間は、施設利用に支障をきたさないよう、そして、安全で安心して利用ができるよう施設・建物の状態を維持していくことが求められています。また、更新期を迎えている施設については、建替えを見据えた効率的な維持保全や計画的な建替えに取り組んでいく必要があります。

現 状 等

ア 施設の保有量

三鷹市が管理する公共建築物の総延床面積は令和4（2022）年3月現在 313,163 ㎡（付属倉庫等の簡易的な建築物を除く。）となっており、学校教育系施設が半数を占めています。次いで市民文化系施設 13.0%、行政系施設 8.9%、スポーツ・レクリエーション系施設 8.5%、保健・福祉系施設 6.6%、子育て支援系施設 6.1%、社会教育系施設 4.5%などとなっています。



(注) 市所有施設（付属倉庫等の簡易的な建築物を除く。）及び保育園等の借受施設の一部が対象
複合施設は施設の用途ごとに区分

【用途別延床面積比の構成】

施設の保有量は、人口の増加や新たなニーズ・施設需要への対応などにより、年々増加してきました。昭和 40 年代及び 50 年代は、学校やコミュニティ・センター等の施設が集中して建設され、平成 7（1995）年度から平成 15（2003）年度にかけては、芸術文化センターや市立アニメーション美術館の整備、高山小学校や第三中学校の建替えなどが行われています。また、近年では、平成 28（2016）年度に上連雀分庁舎や元気創造プラザの建設により施設保有量が増加しています。

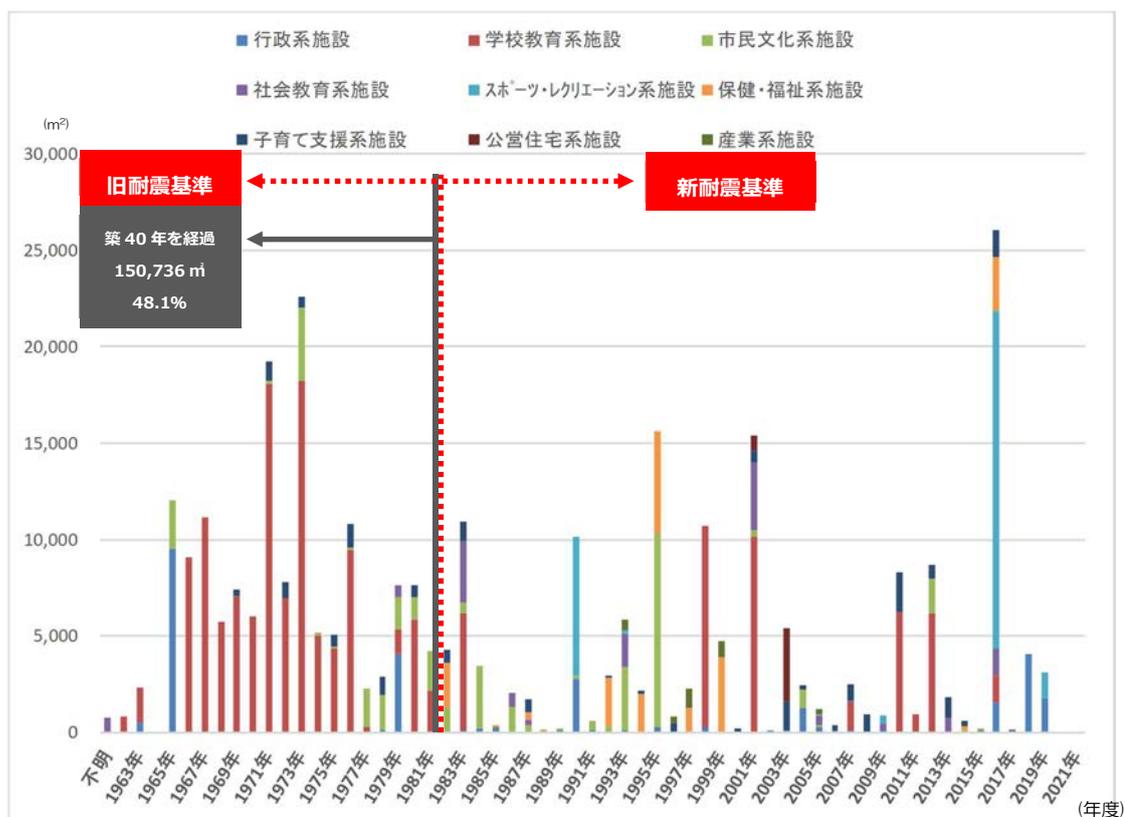


【施設保有量（延床面積）の推移（出典：財産に関する調書より作成）】

イ 施設の築年別整備状況

人口増加に伴い昭和 40 年代及び 50 年代に多くの施設を整備してきたことから、建築後 40 年以上を経過する施設の延床面積は 150,736 ㎡となっており、施設全体の約 48.1%を占めています。

建築後 40 年以上経過した施設は、旧耐震基準である昭和 56（1981）年以前に建設されていますが、これまで施設の安全性の確保を最優先に耐震化を重点的に進めてきたことから、市庁舎や学校等の防災上重要な公共建築物、保育園や学童保育所等の子育て支援施設、消防分団詰所などの公共施設の耐震化率は既に 100%を達成しています。さらに、令和 3（2021）年度に実施した地区公会堂の耐震補強工事により公共施設全体の耐震化は完了しました。



(注) 市所有施設（付属倉庫等の簡易的な建築物を除く。）及び保育園等の借受施設の一部が対象
 複合施設は施設の用途ごとに区分

【年度別用途別延床面積】

課題

公共施設の約5割が建築後40年以上を経過しており、こうした施設では外壁や防水、内装等の意匠、電気・機械設備など様々な部位について、総合的に老朽化が進行しています。施設の長寿命化を図り、使用を継続する場合でも大規模な改修が必要であり、今後はこうした老朽化した施設の維持保全に多くの経費が必要になると見込まれています。

- 一部の老朽化した施設においては、雨漏り等の不具合が発生するなど課題も生じており、老朽化の進行に対して計画的な対応が必要となっています。
- 同時期に建設された施設の改修や更新時期が集中して訪れるため、大規模改修や建替えについては財政面からも事業の平準化を図っていく必要があります。
- 施設が建設された当時に比べ、現在は施設に求められる機能水準も変化していることから、大規模改修にあたっては機能の向上についても考慮していく必要があります。

(2) 市の財政状況

三鷹市の財政状況は、社会保障制度として実施される給付及び市独自の各種扶助に要する経費である扶助費が増加傾向にあり、これに人件費と公債費を加えた義務的経費が市歳出の50%を超える状況が続いています（国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金の実施により補助費等が増加した令和2（2020）年度を除く）。

こうしたなか、市の公共施設は昭和40年代と50年代に集中して建設されていることから、施設の老朽化や劣化、不具合等が発生する時期も集中してしまうことになります。そのため、公共施設の維持保全については、財政負担の軽減と事業の平準化を図っていくことが重要となります。

そこで、公共施設の維持保全にあたっては、効率的な施設管理等による維持管理経費の縮減、民間活力を活かした資産の有効活用や建替え等、施設の複合化や多機能化、地域のまちづくりと連携した施設整備など、中長期的な視点に立った効率的かつ効果的なマネジメントにより、トータルコストの縮減と財政負担の平準化を図っていく必要があります。

現 状 等

ア 歳入（決算額）

一般会計歳入は、ここ数年700億円前後で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症に関わる国庫支出金、都支出金が大きく増加したことなどにより、令和2（2020）年度は約924億円、令和3（2021）年度は約806億円となっています。

一般財源の多くを占める市税については、個人市民税や固定資産税に増加傾向が見られる状況です。個人市民税は、平成20（2008）年のリーマンショックの影響による景気低迷などから、平成22年（2010）年度より大幅な減収となりましたが、その後は回復し納税義務者の増加なども反映して、リーマンショックの影響前を上回る水準となっています。また、固定資産税については、新築家屋や償却資産の増加などにより増額となっています。一方で、ふるさと納税による影響額が拡大しており、令和3（2021）年度は8億円を超える規模の減収となっています。



【一般会計歳入決算額の推移】

イ 歳出（決算額）

一般会計歳出は、社会保障に関連する扶助費の伸びを反映し、近年は概ね 600 億円台で推移していましたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症への対応などにより、過去最大の 800 億円を超える規模となっています。特に補助費等は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた特別定額給付金の給付などにより、大幅な増額となっています。

扶助費については、障がい者（児）の自立支援給付費の増や待機児童対策などにより一貫して増加している状況にあります。普通建設事業費を含む投資的経費は、当該年度の事業内容によって変わってきますが、過去 10 年間では平成 27（2015）年度が三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備の事業進捗等により最大規模の約 113 億円、年平均で約 73 億円となっています。



【一般会計歳出決算額の推移】

ウ 公共施設の維持保全経費（決算額）

建物の新築や新たな設備の設置、建物の解体等を除く公共施設の維持保全に係る経費は、平成 24（2012）年度から令和 3（2021）年度までの過去 10 年間の総額で約 130 億円、年平均で約 13.0 億円となっています。平成 27（2015）年度末には学校の耐震化が、平成 28（2016）年度末にはコミュニティ・センターの耐震化及び元気創造プラザ・総合スポーツセンターの建設が完了し、公共施設の耐震化の取り組みが一定の進捗に達したことから、平成 29（2017）年度より学校施設等の大規模改修工事を本格的に開始しました。そのため、平成 29（2017）年度以降の維持保全経費は、毎年 10 億円を超え、年平均で約 17.4 億円となっています。

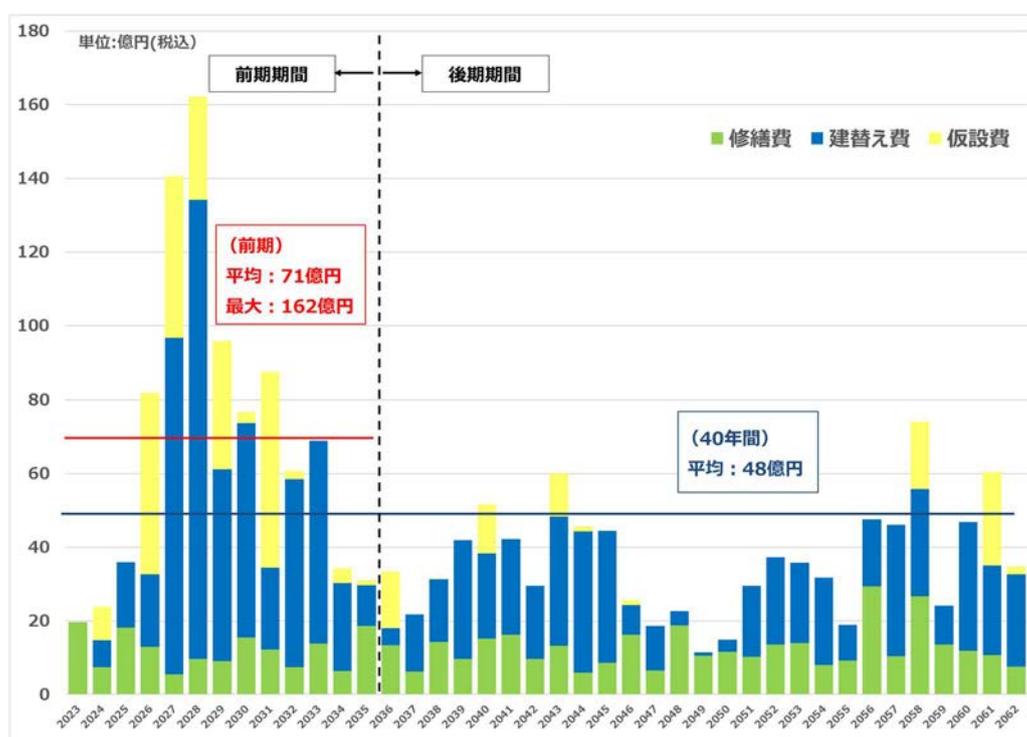


【維持保全経費の推移】

エ 今後の維持保全経費のシミュレーション（従来型）

鉄筋コンクリート造や鉄骨造（重量鉄骨）の建物について、建築後 60 年で建替えを行う従来型の維持保全を行った場合における、今後 40 年間に必要となる修繕や改修、建替え等の経費についてシミュレーションを行いました。その結果、今後 40 年間に必要な経費の総額は約 1,900 億円で、年平均約 48 億円と試算されました。経費の内訳は、既存建物の修繕・改修等の経費が約 340 億円、既存の建物の解体や小・中学校の仮設費（仮設校舎）を含む建替え経費が約 1,400 億円、建替え後の建物に係る令和 44（2062）年度までの修繕等経費が約 160 億円となっています。また、そのピークは建替えが集中する令和 10（2028）年度の約 162 億円と試算されています。

(注) 建築後 60 年で建替えを行った場合の経費シミュレーションで、建替え費の単価は後述の事業費シミュレーション（P77）と同様の設定により積算しています。



【今後の維持保全経費のシミュレーション（従来型）】

課 題

三鷹市の一般会計歳入は、新型コロナウイルス感染症の影響により国庫支出金が大幅に増えた令和2（2020）年度を除き、市政運営の根幹である市税収入が全体の約50%を占めていることが特徴となっています。人口の増加等により個人市民税が増となるなど、近年は370～380億円台で推移していますが、市税収入は経済状況等の影響を受けやすく、新型コロナウイルス感染症の影響なども懸念されます。一般会計歳出では、社会保障関連の経費が増加しており、近年は扶助費が200億円を超える状況となっています。

今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況等によって、感染症対策や社会経済活動が変わってくるため、その影響を受ける市財政も今後の見通しが不透明な状況にありますが、厳しい状態が続くことが想定されます。

一方で、老朽化が進み、建替え時期が集中する公共施設の維持保全経費は、従来型の維持保全を行った場合で年平均約48億円、そのうち建替え経費は年平均35億円と試算され多額の経費が見込まれます。そのため、現在ある公共施設の全てを同様に建替え、将来にわたって維持していくことは、財政的に困難な状況にあります。

- ・人口構成の変化に伴い、扶助費の増加傾向が続くとともに、経済・産業活動が縮小し税収が低下していくことが考えられることから、中長期的には厳しい財政状況が続くことが想定されます。そのため、公共施設の建替えや維持保全コストを縮減していく必要があります。
- ・今後、老朽化の進行に伴い公共施設の維持保全経費が増加していくことが見込まれることから、効率的な維持保全により財政負担の縮減を図っていく必要があります。
- ・既存ストックを有効に活用するため、利用されていない時間や空きスペースを有効に活用するなどの取り組みを推進していく必要があります。
- ・公共施設を経営資源の一つとして資産活用を図り、新たな財源を創出するとともに、施設の統廃合や再配置等により効率的・効果的な管理運営を行うなど、さらなるファシリティ・マネジメントの推進を図っていく必要があります。

(3) 災害リスクの増大

近年、大規模な自然災害が多発しており、その原因となる自然現象が激甚・複合化しています。また、国の地震調査研究推進本部は、地震活動の長期評価を行っており、今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が発生する確率は70%程度と評価しています。大規模な自然災害がいつでも、どこでも起こり得る状況にあり、様々な自然災害に対応する強靱な都市づくりが求められています。

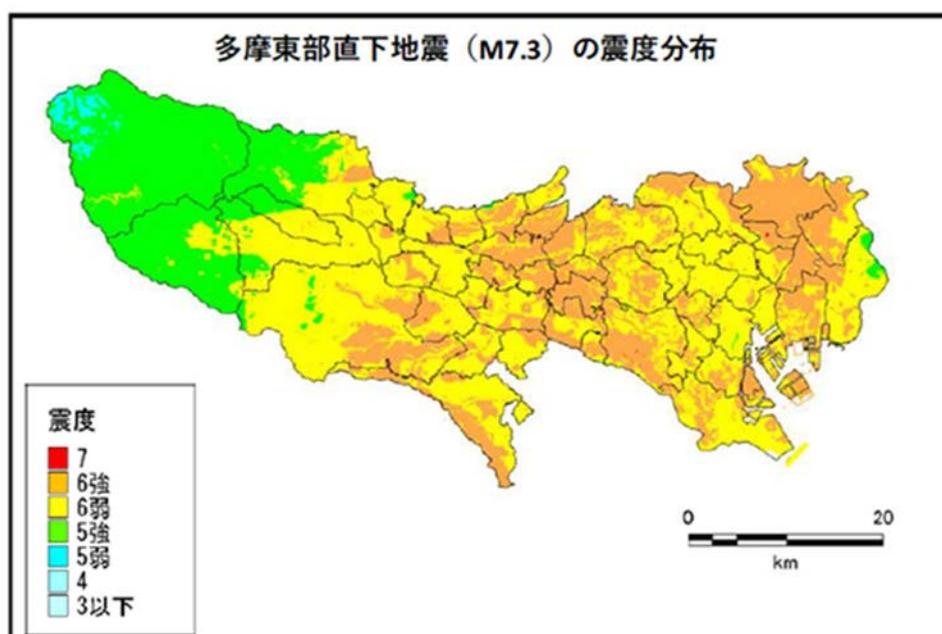
これまでも三鷹市では、公共施設の耐震化を最優先に取り組み、構造躯体の耐震化は令和3(2021)年度をもって完了しましたが、一方で、公共施設は災害時には被災者への対応や復旧・復興活動など、災害対策活動の重要な役割を担う施設でもあることから、それぞれの施設が災害時に担う役割に応じて、さらなる防災機能の向上を図っていく必要があります。

また、気候変動の影響による自然災害の増加・深刻化に対して、より一層の地球温暖化防止対策が求められています。建築物の省エネルギー化や緑化の推進など、環境負荷を軽減する施設づくりを進めていく必要があります。

現 状 等

ア 地震被害

令和4(2022)年5月に東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直しし、公表しました。新たな被害想定では、前回の被害想定からの住宅の耐震化や不燃化、高齢化の進行や単身世帯の増加を始めとする人口構造や世帯構成など、様々な状況の変化や最新の科学的知見を踏まえた見直しが行われました。また、想定する地震については、多摩東部直下地震や都心南部直下地震など新たに4つに見直しが行われ、それぞれ被害想定が行われています。



【被害想定における地震動分布図 多摩東部直下地震 M7.3
(出典:「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

被害想定にかかる震度分布では、多摩東部直下地震において市内の大部分が震度6強と想定されており、死者が最大65人、負傷者が最大1,087人、避難人口は最大29,960人が生じるものと予想されています。また、前回の平成24(2012)年の被害想定と比べると、ゆれ等による建物被害(全壊・半壊)は減少しているものの、建物焼失棟数が大幅に増加しており、これに伴い火災による死傷者が増えている想定となっています。また、閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数についても大幅に増加する想定となっています。

ライフラインの被害としては、電力で最大7.5%の停電率、固定電話の不通率が最大3.9%、上水道断水率が最大20%程度、下水道管きよ被害率が4%程度生じるものと予想されています。

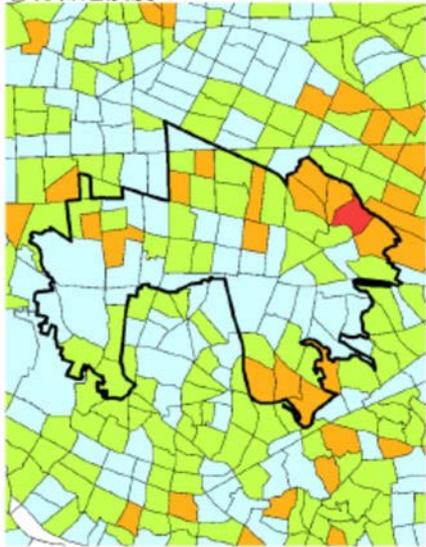
【三鷹市の被害想定結果】

地震の種類		都心南部直下地震		多摩東部直下地震		大正関東地震		立川断層帯地震	
マグニチュード		M7.3		M7.3		M8クラス		M7.4	
風速		8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者(人)	冬18時	41	41	62	61	14	13	9	9
	冬12時	25	25	37	36	8	8	5	5
	冬5時	44	44	65	64	11	11	7	6
負傷者(人)	冬18時	717	714	986	980	262	262	154	154
	冬12時	589	589	830	827	211	211	131	131
	冬5時	846	845	1,087	1,086	319	319	186	185
停電率(%)	冬18時	5.5	5.4	7.5	7.3	2.2	2.1	1.4	1.4
	冬12時	4.5	4.4	5.7	5.6	1.7	1.7	1.0	1.0
	冬5時	4.3	4.2	5.5	5.4	1.5	1.5	0.9	0.9
固定電話不通率(%)	冬18時	2.5	2.4	3.9	3.7	1.1	1.1	0.9	0.8
	冬12時	1.4	1.4	2.0	1.9	0.6	0.6	0.5	0.5
	冬5時	1.2	1.2	1.8	1.7	0.5	0.4	0.4	0.3
ガス供給停止率(%)		0.0		98.7		0.0		0.0	
上水道断水率(%)		14.7		18.9		6.0		3.7	
下水道管きよ被害率(%)		2.8		4.1		1.9		1.5	
避難人口(人)	冬18時	21,680	18,114	29,960	29,650	9,608	9,517	6,395	6,305
	冬12時	19,658	19,575	26,619	18,069	8,631	8,581	5,650	5,601
	冬5時	19,259	19,195	26,168	26,029	8,341	8,305	5,411	5,375

イ 地震に関する地域危険度測定調査

東京都では、「東京都震災対策条例」に基づき、地震に関する地域危険度を公表しています。令和4(2022)年9月に公表された調査では、各地域における地震に関する危険度について、建物倒壊危険度及び火災危険度(火災の発生による延焼の危険性)に災害時活動困難係数を加味した総合危険度を示しています。また、それぞれの危険度は、5段階の相対評価によりランク分けされています。三鷹市内には、総合危険度について危険性が最も高いランク5に該当する地域はありませんでしたが、道路や公園などの災害時に有効な活動空間が不足していることや、避難等に有効な道路ネットワークが不足していることなどから、井の頭2丁目が総合危険度ランク4、井の頭・上連雀・下連雀・深大寺・中原の一部地区が総合危険度ランク3となっています。

③総合危険度



凡例
 市区町村界
 町丁目界

建物倒壊危険度
 火災危険度
 総合危険度

ランク	順位
5	(1-85位)
4	(86-373位)
3	(374-1195位)
2	(1196-2848位)
1	(2849-5192位)

危険性が低い ← → 危険性が高い

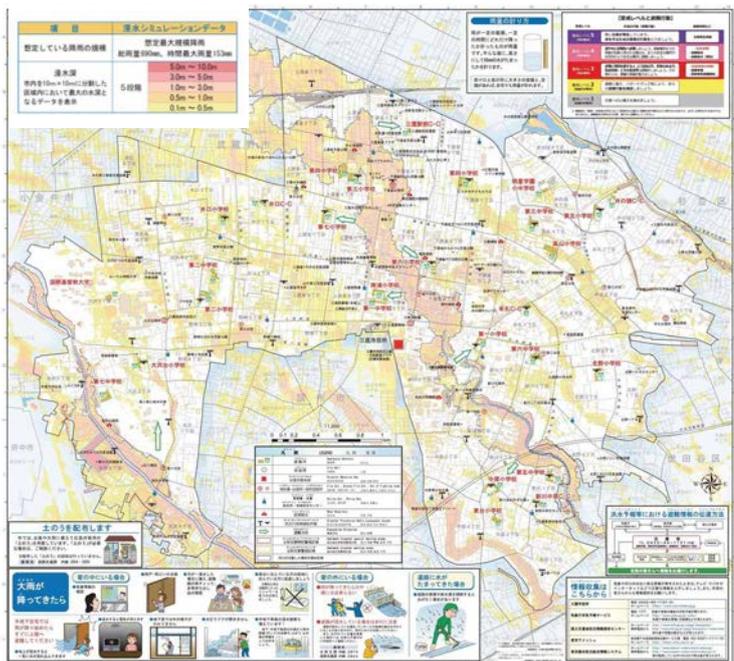


【総合危険度ランク図】
 (出典：地震に関する地域危険度測定調査
 [第9回] (東京都))

■地域危険度のランク・順位
 地域危険度のランクは5段階の相対評価。順位は都内市街化区域5,192町丁目内での危険量の大きい順。

ウ 浸水被害

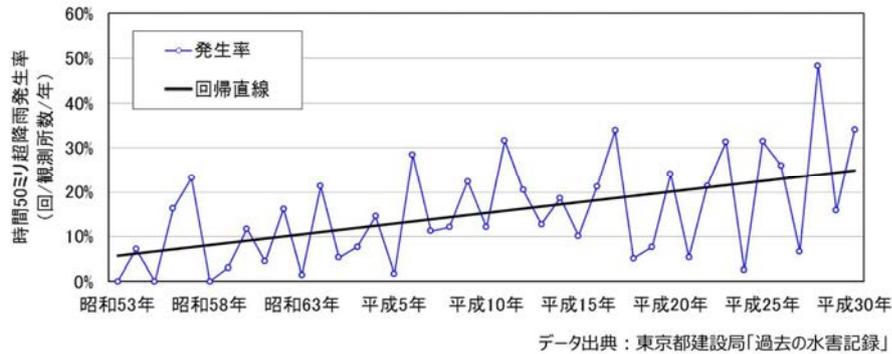
気候変動の影響と思われるこれまでにない強い豪雨や台風などによる水害が、全国各地で相次いで発生しています。市内でも下水道の排水能力を超える集中豪雨による都市型水害が発生しており、平成 17 (2005) 年9月4日には、1時間あたり 105mm の集中豪雨により市東部を中心に 244 件もの家屋等が被害を受けた水害が起きています。また、令和元 (2019) 年の台風第 19 号の豪雨では、大沢池上の野川の水位が長時間にわたり氾濫危険水位を超過したことから、三鷹市としては初めての避難勧告(現在の「避難指示」に相当)を発令するとともに、避難所を開設しました。



【浸水ハザードマップ】

また、平成 27（2015）年の「水防法」の改正では浸水想定区域の想定が、想定し得る最大規模の降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）を前提とした区域へと変更されたことから、浸水ハザードマップについて更新を行いました。浸水ハザードマップでは、河川が氾濫した場合の浸水区域として野川や仙川沿いが想定され、想定される浸水深も大きくなっています。

さらに、水害時における指定避難所の見直しを行い、浸水の深さに応じて浸水予想区域内に立地している施設について、水害時には避難所としないこととしました。



【都内の時間 50mm 超豪雨の発生率推移 (出典：東京都豪雨対策アクションプラン)】

エ 土砂災害

令和元（2019）年 9 月 26 日に東京都が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、三鷹市内の 23 箇所（うち市境 2 箇所）を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定しました。

市内で発生するおそれがある土砂災害は「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」で、大沢地区の国分寺崖線沿い、牟礼・井の頭地区の玉川上水沿いに土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が点在しています。

また、宅地造成に伴いがけ崩れや土砂の流出が生じるおそれ大きい区域については、宅地造成工事規制区域に指定されており、大沢地区、中原地区の一部に指定されています。



【土砂災害ハザードマップ】

課題

被害想定の震度分布では、多摩東部直下地震において市内の大部分が震度6強と想定され、多くの避難者やライフラインについても一定の被害が発生するものと想定されています。また、令和4（2022）年に見直された被害想定では、前回の被害想定と比べ住宅の耐震化等により、ゆれ等による建物被害は減少しているものの、建物焼失棟数が大幅に増加し火災に伴う死傷者は増えている想定となっています。

浸水被害については、多発する集中豪雨や勢力の強い台風の襲来など、年々脅威が増している状況にありますが、防災拠点である公共施設のなかには、浸水が想定される区域内に立地しているものもあります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症では、感染症の拡大が社会経済活動や市民生活等に大きな影響を及ぼしたことから、今後の施設づくりにおいては感染症対策についても配慮することが必要となっています。

- ・公共施設は、災害時には応急・復旧活動の拠点となる施設であり、また、発災後においても市民生活に必要な業務の継続を図る必要があることから、防災拠点としての機能や役割等に応じて耐震性や防災機能の向上等を図っていく必要があります。
- ・災害時におけるエネルギー源を確保するため、再生可能エネルギー設備や自立・分散型エネルギー設備等の導入を推進していく必要があります。
- ・避難所運営が長期化した場合も想定し、良好な環境で避難所生活を送ることができるよう、避難所等における感染症対策や多様化するニーズへの対応など、避難生活環境の確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ・これまでの大規模災害の教訓や新型コロナウイルス感染症の蔓延等を踏まえ、多様な災害や複合災害にも対応できるよう、防災拠点機能の強化を図っていく必要があります。
- ・地震に関する地域危険度が高い地域や火災による建物の焼失が多い地域などでは、地域の防災性向上に寄与する施設整備と各地域の防災まちづくりの取り組みを連携しながら一体的に行っていく必要があります。
- ・浸水予想区域内に立地している公共施設については、想定される浸水の深さ等を踏まえ、必要な水害対策を検討していく必要があります。
- ・崖線沿いに立地している公共施設については、土砂災害のリスクに配慮する必要があります。
- ・施設の建替えや大規模な改修等にあたっては、通常時の施設利用や防災上の役割なども踏まえながら、感染症対策に配慮した整備を進めていく必要があります。
- ・地域防災力の向上や共助の取り組みを推進していくためには、地域防災活動や交流の拠点となる地域拠点の機能の充実を図っていく必要があります。

(4) 社会・経済状況や市民ニーズの変化

多くの公共施設が建設された高度経済成長期に比べ、社会状況が大きく変化しているとともに、ライフスタイルが多様化し市民ニーズも変わってきています。また、これからの公共施設については、65歳以上の老年人口のさらなる増加やデジタル技術の進展、新しい生活様式やコミュニティの創生などにも対応していくことが求められています。

さらに、今後は老朽化が進む公共施設に係る維持保全経費の増加が見込まれる一方で、少子高齢化の更なる進行に伴い、生産年齢人口の減少や税収の落ち込みにより、財政的な制約が高まることが想定されます。そこで、これからの公共施設については、量から質へ、作るから使う（有効活用）へ転換し、施設量の最適化を図っていく必要があります。

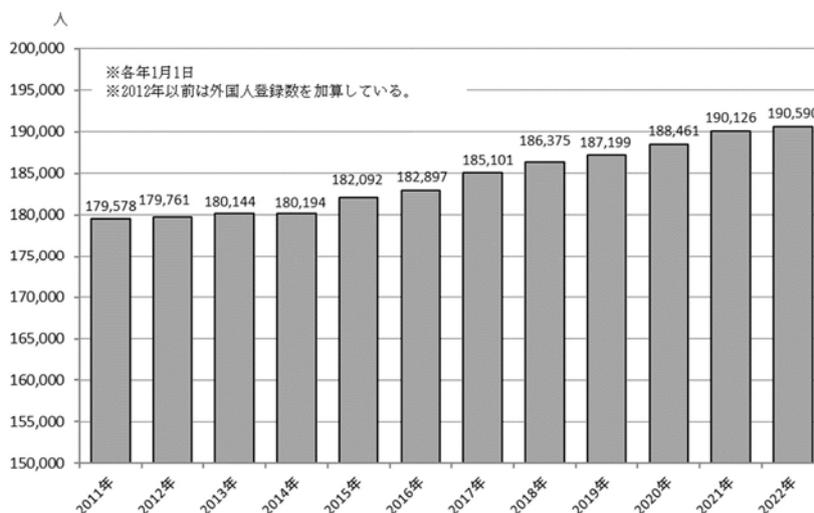
加えて、超高齢社会や人口減少社会、低成長型社会のなかで、持続可能なまちづくりと市民サービスの向上を図るためには、公共施設の再編と地域のまちづくりを一体的に進め、地域住民の利便性や市民サービスの質の向上、地域の活性化・にぎわいの創出等を図っていくことが重要となります。

現 状 等

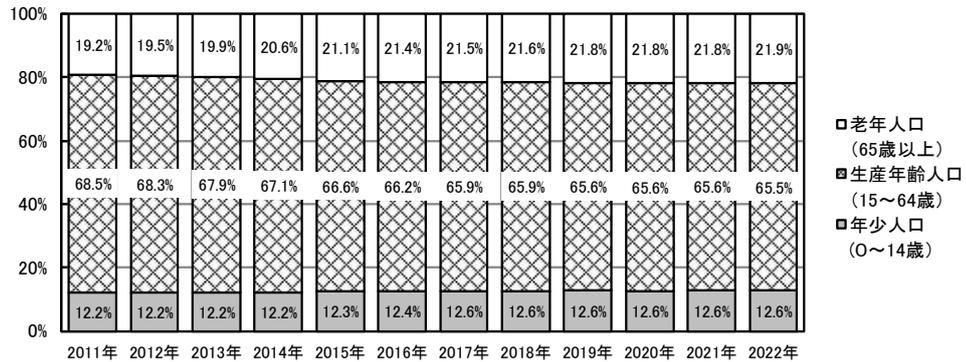
ア 人口推移

三鷹市の総人口は微増傾向にあり、令和4（2022）年1月1日現在 190,590 人、前年比 0.2% の増となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口（0～14 歳）が 24,086 人、前年比 0.2% の増、生産年齢人口（15～64 歳）が 124,785 人、前年比 0.1% の増、老年人口（65 歳以上）が 41,719 人、前年比 0.7% の増となっており、各年齢層で微増している状況にあります。



【総人口の推移】

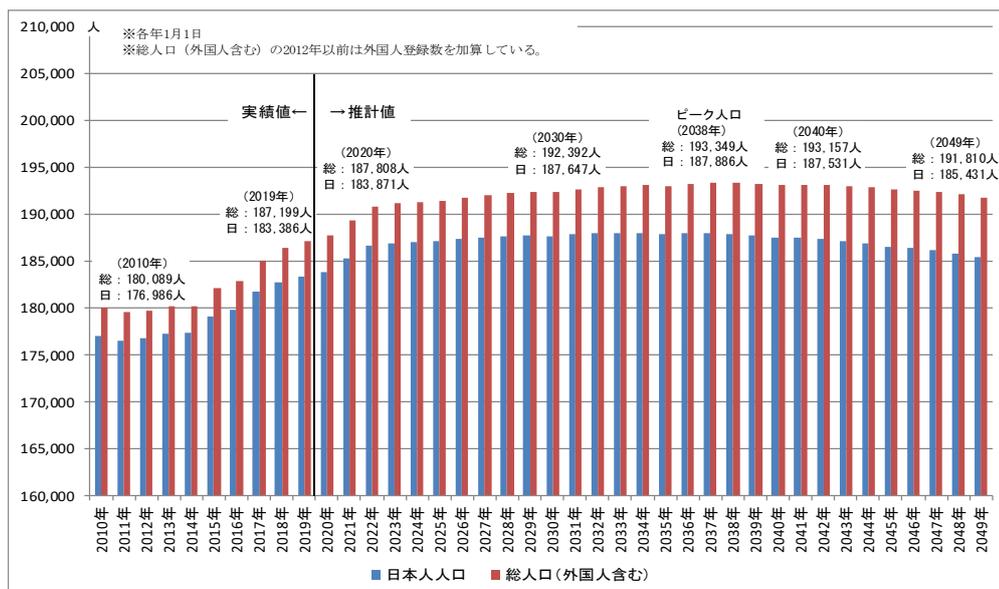


【年齢3区分別人口比率の推移】

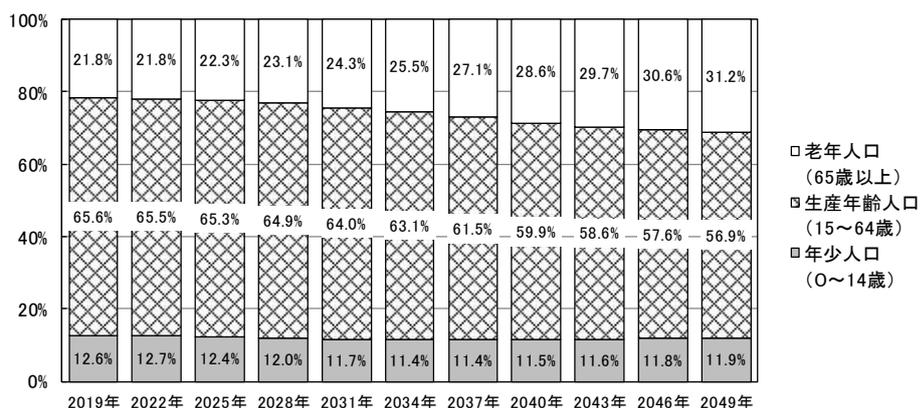
イ 人口推計

「第4次三鷹市基本計画（第2次改定）」では、平成31（2019）年1月1日の住民基本台帳人口を基準人口として、令和2（2020）年から令和31（2049）年までの30年間の三鷹市の人口推計を行っています。

総人口は、令和20（2038）年に最大の193,349人となり、その後は徐々に減少に転じるものと見込まれています。また、年齢3区分別人口では、老年人口（65歳以上）が一貫して増加し、令和31（2049）年には59,756人となり、総人口の31.2%を占め、高齢者の人口規模が大きくなるものと予測されています。



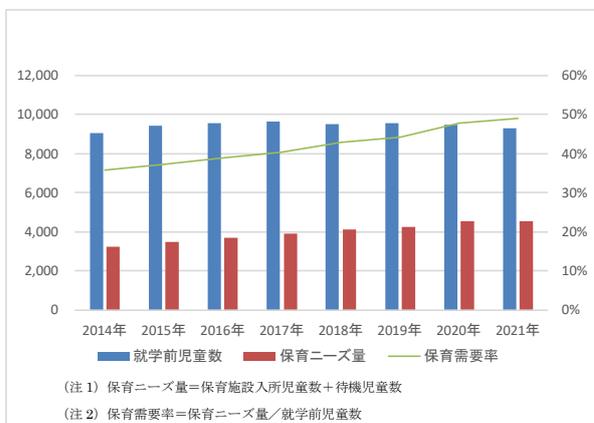
【総人口の推計】



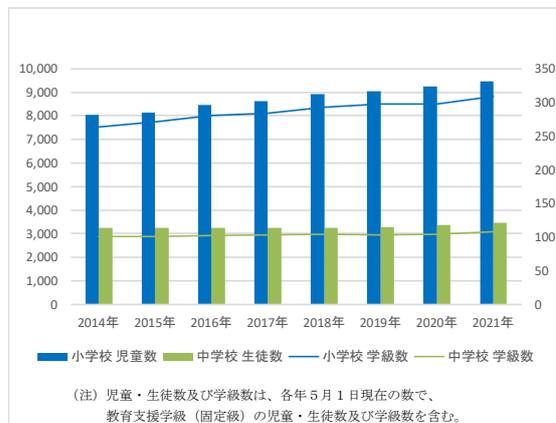
【年齢3区分人口比率の推計】

ウ 就学前児童数及び児童・生徒数

近年、三鷹市ではマンション等の開発による子育て家庭の流入などにより、就学前児童数（0～5歳）、児童数（6～11歳）、生徒数（12～14歳）がともに増加傾向にあります。そのため、平成26（2014）年に比べ、市立小学校の児童数は約17.4%の増、市立中学校の生徒数は約7.3%の増となっています。就学前児童数については総数としては約2.9%と微増ですが、保育需要率が大きく伸びており、保育ニーズ量としては約41.2%の増となっています。

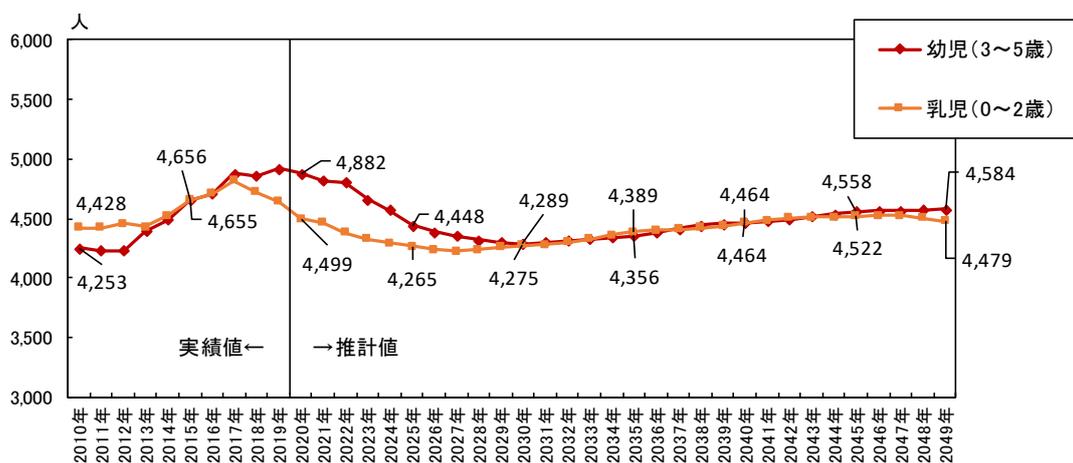


【就学前児童数・保育ニーズ量等の推移】

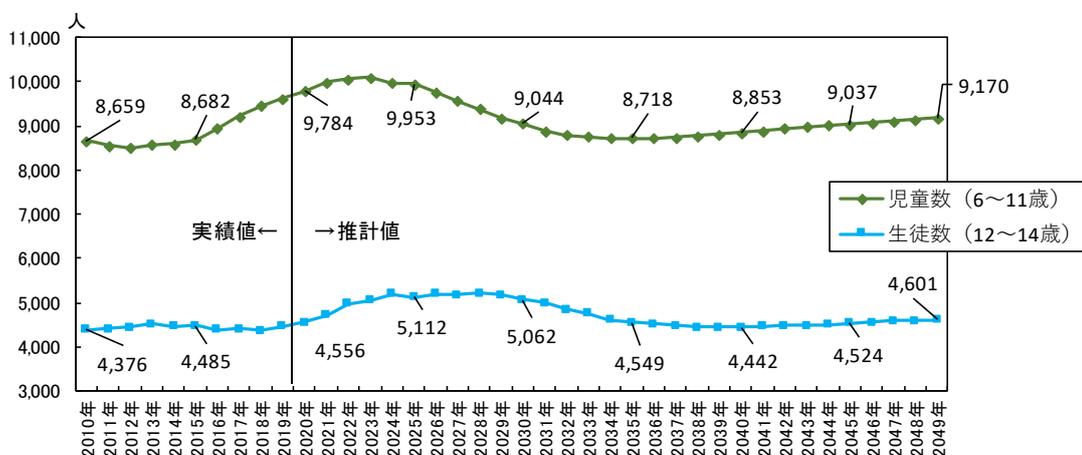


【市立小学校・中学校の児童・生徒数等の推移】

今後の推計としては、就学前児童数については、出生率の高い女性の年齢階級（25～39 歳）の人口減により、令和 11（2029）年までに緩やかに減少するものの、令和 12（2030）年あたりから緩やかな増加に転じると見込んでいます。また、児童数については、現在の就学前児童数が相対的に多いことから、令和 5（2023）年まで増加し、生徒数については、児童数の変化より数年遅れて令和 10（2028）年にピークを迎えるものと推計されています。



【就学前児童数の推計】



【児童数・生徒数の推計】

課題

老年人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少していくことが見込まれています。こうした人口構成の変化に伴い、施設需要の変化や地域コミュニティの担い手の減少、経済・産業活動の縮小による税収の低下などが考えられます。

また、AI や IoT の普及・活用が進むなど、新たなデジタル技術の進展に伴い、市民生活やニーズが変化・多様化していくことが考えられます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、集中から分散型へ、また、自然環境への志向が高まるなど、価値観や市民生活・ライフスタイル等が変化してきています。テレワーク人口の増加により、

多くの人が自宅周辺で過ごす時間が増え、居住地域で日常を充足するニーズの高まりやサービス需要が変化していくことが考えられます。

さらに、こうした社会状況の変化を踏まえたまちづくりを進めていくことも重要となります。

- 社会状況の変化を踏まえた、これからのまちづくりや施設需要の変化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。
- 人口構造の変化やその影響等を踏まえ、公共施設の有効活用と量の最適化を図っていく必要があります。また、施設の最適化にあたっては、市民生活の質や利便性の向上につながるよう取り組んでいくことが求められます。
- 核家族化や単身世帯の増加、地域における人と人とのつながりの希薄化等により、社会的な孤立や孤独など様々な問題が生じていることから、地域における交流や支え合う関係づくりに向けた施設整備が必要となっています。
- 高齢者の増加に対して高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活を送ることができる地域社会を支える施設整備を行う必要があります。
- 地域生活にも関連する都市機能の一つである公共施設については、まちづくりの進捗にあわせて公共施設の再編整備を行っていく必要があります。

6 今後の公共施設整備の方向性

(1) 基本的な施設整備の方向性

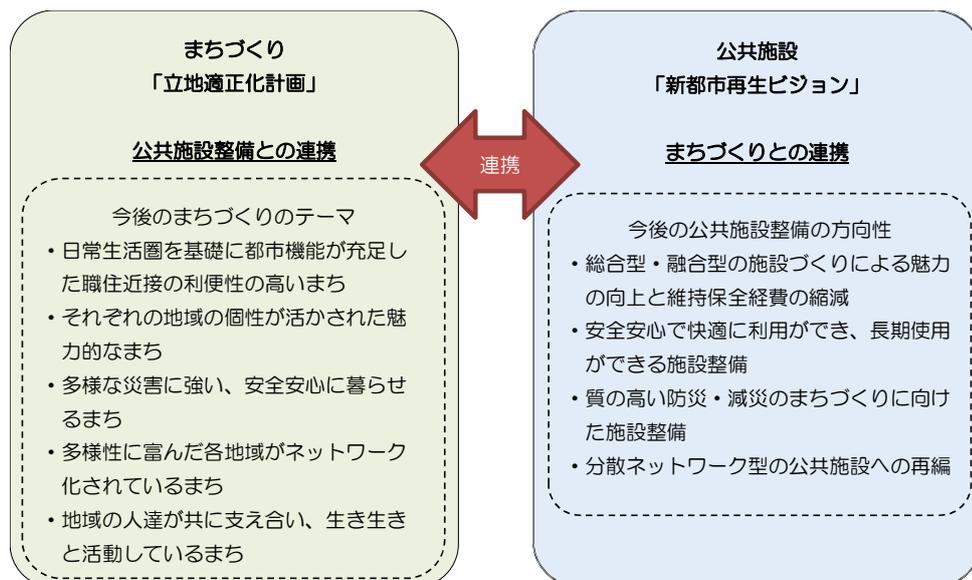
昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中的に建設された公共施設が更新時期を迎えています、こうした施設を一斉に建替えることは、財政面も含め限られた資源のなかで困難な状況にあります。

また、高度経済成長期に建設された公共施設は、少子高齢化や低成長型の社会経済を迎えた現在、新たな時代を見据えて大きく見直していく転換期にあります。

公共施設の更新にあたっては、建替えた施設がその後何十年にもわたって利用されることから、現在の施設をそのまま建替えるのではなく、社会的背景や社会状況の変化、今後のまちづくりの方向性等を踏まえ、これからの公共施設が目指すあり方に向けて取り組んでいく必要があります。

今後のまちづくりにおいては、災害に強い強靱な都市づくりと、魅力ある持続可能なまちの創造に向けて、①日常生活圏を基礎に都市機能が充足した職住近接の利便性の高いまち、②それぞれの地域の個性が活かされた魅力的なまち、③多様な災害に強い、安全安心に暮らせるまち、④多様性に富んだ各地域がネットワーク化されているまち、⑤地域の人達が共に支え合い、生き生きと活動しているまちが重要なテーマとなってきます。

こうしたまちづくりを展望する中で、各地域の拠点に公共公益施設や商業施設などの都市機能を誘導し、それらの便利施設が身近に利用できる都市形成を図るため「立地適正化計画」を策定することとしています。公共施設も重要な都市機能の一つであり、立地適正化計画に基づくまちづくりと公共施設のあり方を一体的に捉え、公共施設整備とまちづくりを連携して取り組んでいく必要があります。そこで、今後のまちづくりの方向性を踏まえ、新たな時代にふさわしい魅力的で質の高い施設づくりを目指し、今後の公共施設整備の方向性を次のとおりとします。



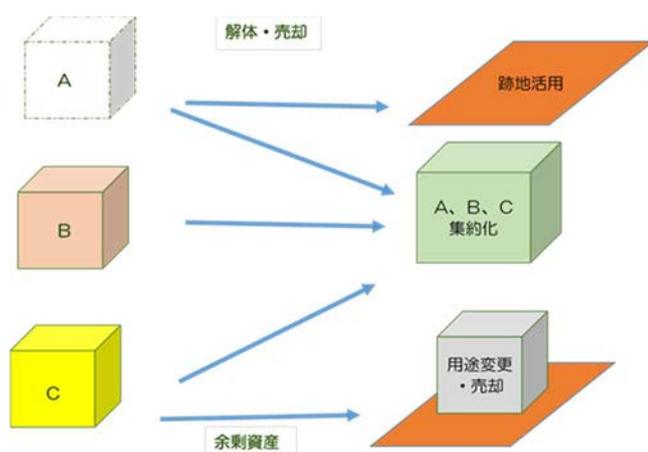
【まちづくりと公共施設整備の連携】

※「立地適正化計画」は、居住機能や都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を適正に誘導するため、都市再生特別措置法に基づき、都市計画マスタープラン（土地利用総合計画）の一部として位置付けられるもので、令和6（2024）年度の策定を予定しています。

ア 総合型・融合型の施設づくりによる魅力の向上と維持保全経費の縮減

施設の建替え等にあたっては、施設の規模や機能、サービス等を検証し、サービスの維持や質の向上を図りながら、類似する施設機能の集約化や複合化、多機能化を進めます。施設の複合化や多機能化にあたっては、単に複数の施設を合築するだけではなく、複合化や多機能化による相乗効果が発揮されるよう、互いの機能が連携し、一体となって機能する融合した施設運営を行うなど、総合型・融合型の施設づくりを進め、施設の魅力と利便性の向上を図ります。

また、施設利用の効率化を図ることによって、施設の目的・役割、利用状況やコストバランス等に応じた適切な水準に見直しし、公共施設の保有量や施設面積の最適化を図るなど、公共施設を量から質へ、作るから使う（有効活用）へ転換していきます。こうした取り組みや効率的な施設整備・管理運営等により、施設の維持保全経費の縮減を図ります。



【集約化整備のイメージ】

既存の類似機能を持つ公共施設を一つにまとめることで、施設保有量の削減や維持保全コスト・管理運営コストの縮減、集約施設の跡地の有効活用による収入の確保が期待できます。

イ 安全安心で快適に利用ができ、長期使用ができる施設整備

施設の老朽化や劣化の進行は、施設の安全性や機能の低下につながることから、劣化状況に応じてあらかじめ対策を講じる予防保全を推進し、安全に施設利用ができる状態を継続的に維持していきます。

また、これからの公共施設については、厳しい財政状況や環境負荷の軽減等の観点から、スクラップアンドビルドを繰り返すのではなく、長期使用を目指した維持保全や施設づくりを行っていく必要があります。施設の建替えにあたっては、長期使用に基づく機能水準を確保するとともに、将来的な社会状況やニーズの変化にも柔軟に対応できるように、機能転換や施設利用の変更に配慮したフレキシブルな施設整備を行います。

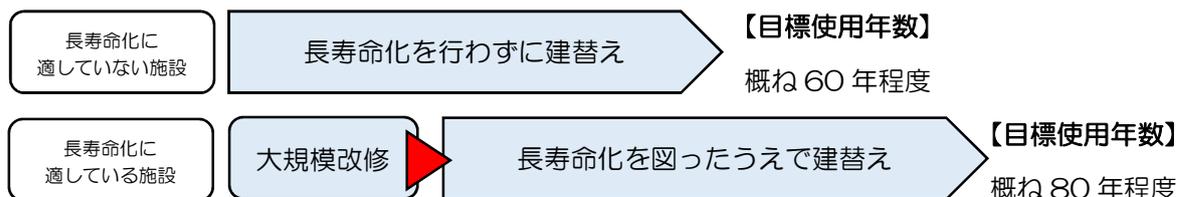
目標使用年数の設定

建物は構造躯体のほか、外壁や防水、内装などの様々な建築部位や設備で構成されており、それぞれ耐用年数が異なりますが、耐震性など施設の安全性の根幹となる構造躯体の耐用年数を

踏まえ施設の目標使用年数を設定します。

「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」で示されている標準的な仕様の鉄筋コンクリート造の耐用年数を参考に、長寿命化を行わずに建替えに取り組む施設については概ね 60 年程度、長寿命化を図ったうえで建替える施設については概ね 80 年程度を鉄筋コンクリート造の建物の基本的な目標使用年数とします。

【RC造の場合】



改修等の整備水準

施設改修の際には、老朽化した機能の回復に加え、社会的な要求水準の変化に対応した機能向上を図っていくことも重要となります。各施設に共通する機能について、今後の大規模改修等により、どの水準を目標とするか施設間の統一を図るため、以下のとおり整備水準を設定します。

個々の施設の改修にあたっては、以下の整備水準を基本とし、財政状況や施設の現状、最新の技術的知見を踏まえて、具体的な改修内容を決定します。また、各施設固有の機能についても、社会的な要求水準に沿って検討を行い、改修内容を決定することとします。

さらに、建替え時においては、下記項目に加え、景観への配慮や長期的使用のための構造仕様、耐久性の高い設備の導入、将来的な増設や更新に配慮した設備スペース・ルートの確保、柔軟な建築計画など、施設の特性を踏まえながら、耐久性や可変性、施設の保全性等について考慮した整備を行います。

項目	改修時における整備水準
防災性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性の確保（非構造部材の耐震化等） 建物内への浸水防止措置 ライフラインの途絶対策（非常用電源の確保、下水道破損時のトイレ機能の確保等）
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> スロープ設置等による段差の解消 高齢者・障がい者等用のバリアフリートイレの設置 エレベーターの設置
環境負荷の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 建物の高断熱化 設備機器の高効率化（照明の LED 化等） 自然エネルギーの利用（太陽光発電設備の設置等）
衛生環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> トイレの洋式化 感染症対策（換気設備の設置・高機能化、自動水栓の設置等）

ウ 質の高い防災・減災のまちづくりに向けた施設整備

これからの防災拠点については、激甚化する災害や複合災害、感染症対策への対応、避難所運営が長期化した場合を想定したより質の高い避難所内の環境整備などが求められます。また、地域における被害を軽減するためには、地域防災力の向上を図っていく必要があります。

そこで、防災拠点となる公共施設については、防災拠点としての役割や重要度に応じた防災機能の確保、立地を含めた防災性の向上など、総合的な防災性の向上を図ります。加えて、バックアップ機能や防災拠点間の連携の強化により、防災拠点間でのリスクの分散化を図るとともに、地域防災活動の活動拠点や交流拠点としての機能の拡充、防災活動や防災拠点の運営充実に向けた施設整備など、地域の防災性の向上に資する整備を進めます。

防災拠点整備の方向性

現在の防災拠点の課題である「多様な自然災害を想定した防災性の向上、感染症対策を含む防災拠点としての機能及び質の向上、地域防災力の向上」を踏まえ、防災拠点施設については、①防災拠点の多層的な配置と連携の強化、②円滑な災害対応業務や避難生活環境の確保に配慮した質の高い防災拠点の構築、③地域防災力の向上と共助の取り組みの支援につながる施設整備を行います。

また、各施設の建替え等にあたっては、各防災拠点の役割から想定される活動を踏まえ、その活動内容を支えるために必要な空間と施設機能、これらに求められる水準が確保されるよう検討します。

- 全市レベルで災害対策を統括する本部施設、地域レベルで災害対策を行う地域拠点施設、避難所など、防災拠点の多層的な配置と情報ネットワークの構築等による防災拠点間の連携の強化を図ります。
- 防災拠点機能のバックアップの確保（補完）や防災拠点間等でのリスクの分散化など、総合的な防災機能の向上を図ります。
- 多様な自然災害に対して高い防災性を有し、災害時のエネルギー問題や情報通信技術の進展への対応、安全で安心して滞在できる避難所環境の創出など、質の高い防災拠点の構築を図ります。
- 避難所における一人当たりスペースの拡充など避難所内での感染症対策の推進と、在宅避難の推進及び災害時在宅生活支援施設の充実を図ります。
- 地域防災拠点施設が地域防災活動や地域交流の拠点にもなるよう整備を行います。

エ 分散ネットワーク型の公共施設への再編

少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症による社会生活やライフスタイルの変化などを踏まえると、今後のまちづくりにおいては、日常生活圏を基盤としたまちづくりが重要なテーマになってきます。また、人口構造の変化や財政状況が厳しくなることが見込まれるなか、市民ニーズを踏まえながら市民サービスの質や利便性の向上を図っていく必要があります。

そこで、それぞれの公共施設が担う役割やサービス対象を明確にしながら、日常生活圏内に市民生活に身近な公共施設の機能が配置されるよう「分散ネットワーク型の公共施設」に再編するとともに、施設の複合化・多機能化等や、施設利用や管理運用の連携・融合化を図り、地域での総合型・融合型の施設づくりを行います。

分散ネットワーク型公共施設への再編のイメージ

各公共施設の機能について、市内全域をサービス対象とするものと、日常生活圏内のコミュニティをサービス対象とするもの（地域利用施設）に分類し、配置の見直しと集約化・複合化を図ります。集約化等を行う具体的な施設については、地域特性や経済性など、それぞれの状況にあわせて検討していきます。

- ・市内全域をサービス対象とする施設（機能）については三鷹駅前及び市民センター周辺等を中心に集約化・複合化を図りながら配置します。
- ・日常生活圏内のコミュニティをサービス対象とする施設（機能）については、「学校3部制」の考え方を基礎に各住区に学校施設及びコミュニティ・センターを地域の核として、それらが連携・融合した施設となるよう地域での総合型・融合型の施設づくりを行います。また、在宅ワークを支援する機能など、新しい生活様式に対応した整備についても検討を行うなど、日常生活圏を基盤とした職住近接のまちづくりを進めていきます。

市内全域をサービス対象とする主な施設	日常生活圏内をサービス対象とする主な施設
<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎、教育センター ・総合保健センター ・福祉センター ・けやき苑、北野ハピネスセンター ・図書館本館 ・公会堂、芸術文化センター、美術館 ・生涯学習センター ・総合スポーツセンター <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市政窓口 ・学校施設（小学校、中学校） ・コミュニティ・センター ・地区公会堂 ・図書館分館 ・保育園 ・学童保育所 <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 施設類型ごとの整備の考え方

「基本的な施設整備の方向性」を踏まえた施設類型ごとの整備の考え方は、以下のとおりです。

施設類型	主な施設	基本的な方向性
行政系施設	市庁舎・議場棟 第二庁舎 第三庁舎 教育センター 市政窓口 など	<p>○災害時のリスクの分散化と、日常生活圏内で行政手続きや福祉・子ども分野等の相談など、市民生活に身近な行政サービスが受けられるよう、これからの行政サービス提供のあり方等について、民間事業者やデジタル技術の活用等を踏まえ、検討を進めるなかで、市政窓口の再編を含む市役所機能の分散化について検討していきます。</p> <p>○執務環境の効率化やデジタル技術の活用、分庁舎等の集約化などにより、利便性を踏まえた市庁舎・教育センター等の施設の効率化、規模の最適化を図ります。</p> <p>○災害時においても事業継続が図られるよう、本部拠点として必要な施設機能の整備を進めます。</p> <p>○市庁舎の建替えにあたっては、市有財産の活用や民間資金の導入などにより、実質的に財政負担が生じない事業手法を目指します。</p>
学校教育系施設	小学校 中学校	<p>○ハザードマップの浸水予想区域内に立地する羽沢小学校については、移転に向けた検討を進めます。あわせて、大沢台小学校についても地域の意向を聞きながら移転の検討を行います。</p> <p>○災害時の避難所として、総合的な防災性の向上とバリアフリー化など質の高い避難生活環境の確保に向けた整備を進めます。</p> <p>○適切な維持保全を行い、安全で快適な教育環境を確保します。</p> <p>○現行学習指導要領に掲げられた「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実践、デジタル技術を活用した教育環境の整備や35人学級への対応、感染症予防に配慮した空間の確保など、児童・生徒が安全で快適な環境で効果的な学習ができる教育環境の整備を進めます。</p> <p>○スクール・コミュニティの創造に向けて、地域の人財や資源が集い活動できる場、地域コミュニティや交流の拠点、生涯学習や市民活動の場など地域の核となる公共施設、地域の共有地「コモンズ」となる学校施設を目指しつつ、個別の事情等に応じた検討を進めます。</p> <p>○「学校3部制」に対応した、機能転換が可能な施設としての活用・運営について検討を行います。</p> <p>○学校施設の建替え等にあたっては、児童・生徒数の増減に柔軟に対応できる整備を行うとともに、学校施設の適正規模・適正配置について検討を行います。地域の共有地「コモンズ」として、学校施設の有効活用や複合化・多機能化を進め、コミュニティ・センター等の他の公共施設機能と連携・融合した施設となるよう検討を行います。</p>
市民文化系施設	コミュニティ・センター	<p>○建替えなどにあわせて、地域のまちづくりや地域防災活動、地域交流の拠点となるよう地域拠点機能の充実を図ります。</p> <p>○学校施設とあわせて、地域コミュニティや交流の拠点、生涯学習や市民活動の場など地域の核となる公共施設として、学校施設を始め他の公共施設機能と連携・融合した施設となるよう取り組みます。また、プールや体育館等の同種の施設機能については、学校施設との一体化</p>

施設類型	主な施設	基本的な方向性
		<p>について検討を行います。</p> <p>○地域防災拠点として、必要な施設機能の整備を進めるとともに、情報ネットワークの構築等により、防災拠点間の連携の強化を図ります。</p>
	地区公会堂 など	○地域の身近なふれあいの拠点施設として、適切に維持保全を行うとともに、デジタル技術の活用等により、使いやすさを向上させながら、施設の適正配置について検討を行います。
	公会堂（光のホール等） 芸術文化センター	<p>○近隣自治体や民間施設との連携や活用を検討するなかで、施設規模や配置等の最適化を図ります。</p> <p>○管理上必要な工事の適切かつ計画的な実施や、民間のノウハウの活用などにより、市民の芸術文化活動の場の維持と施設の有効活用を図ります</p> <p>○公会堂光のホール及びさんさん館については、市庁舎等の建替え・市民センターの再整備等を検討するなかで、そのあり方について検討を行います。</p>
	消費者活動センター など	○三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の事業計画を検討するなかで、周辺の既存施設について、複合化・集約化について検討を行い、市民活動の拠点としての整備や、施設保有量の最適化、利便性の向上を図ります。
社会教育 系施設	図書館	<p>○図書館分館、学校、コミュニティ・センター等の図書館機能の連携や一体化について検討を行い、多様な観点から図書館ネットワークの再構築を進めます。</p> <p>○大規模改修にあたっては、機能面・環境面のリニューアルも検討し、魅力ある施設となるよう整備していきます。</p> <p>○地域拠点における機能の強化や施設の複合化等により、身近に図書にふれる機会や利便性の向上、交流の場の充実を図ります。</p> <p>○本館については、市庁舎等の建替え・市民センターの再整備を検討するなかで、複合化について検討を行います。</p>
	星と森と絵本の家 山本有三記念館 大沢の里水車経営農家 など	<p>○文化財や文化・歴史を伝える施設として、経年劣化への対応及び安全性の確保など、適切な維持保全を計画的に行います。</p> <p>○各施設の価値を維持しながら有効活用を図り、市の魅力向上につなげていきます。</p>
スポーツ・ レクリエー ション系施設	川上郷自然の村	○校外学習施設・市民レクリエーション施設として、計画的な施設改修を実施するとともに、引き続き効率的な施設運営に取り組みます。また、今後の施設利用のあり方についても多角的に検討していきます。
保健・福祉 系施設	北野ハピネスセンター 高齢者センターけやき苑 牟礼老人保健施設 など	<p>○障がいのある人とない人がともに、育ち、働き、暮らすことができる施設、高齢者に対する多様なサービスを提供する施設として、適切に維持保全を行います。</p> <p>○施設利用のニーズやサービス需要、民間サービスの状況を踏まえながら、機能の改善や充実等を図っていきます。</p>

施設類型	主な施設	基本的な方向性
子育て支援系施設	保育園 こども園	<p>○将来的な児童数や保育需要を見据えつつ、公立保育園については、今後の公立保育園としての役割を踏まえたあり方の検討を進めます。</p> <p>○今後のあり方を検討するなかで、経年劣化への対応及び安全性の確保の観点から、建替え等を含め適切な維持保全を行います。</p>
	学童保育所	<p>○「学校3部制」における第2部（放課後の場）として、地域子どもクラブを含め、放課後の児童の総合的な居場所として一体的な運営となるよう取り組みを進めます。</p> <p>○施設については、小学校の活用や一体化など、小学校施設内への設置を基本とします。</p>
	多世代交流センター	<p>○コミュニティ・センター等と連携した、児童館機能の全市的な展開や生涯学習機能等を含めた多世代交流の取り組みを進めていきます。</p>
複合施設等 その他の施設	元気創造プラザ	<p>○複合施設のメリットを活かし、施設の特性をさらに発展させるため、各フロア間の「縦連携」による「施設の融合化」を目指します。</p> <p>○施設の健全な状態を維持しながら、長く使用していくため、各部位の耐用年数を勘案しながら、適時適切なサイクルで施設改修を行います。</p>